

福島町緊急銃猟対応マニュアル

令和 8 年 1 月

福島町

目 次

1	はじめに	1
2	緊急銃猟に備えた平時における事前準備	1
(1)	対応体制の確保	1
(2)	訓練の実施	5
(3)	備品の確保	5
(4)	保険の加入	6
3	ヒグマ出没時の対応	6
(1)	通報時の対応	6
(2)	緊急銃猟に関する計画の調整	7
(3)	北海道に対する応援の要請	7
(4)	安全を確保するための措置の実施	8
ア	通行禁止・制限範囲の決定	8
イ	管理者との調整・住民周知	8
ウ	通行禁止・制限、住民避難等の実施	9
(5)	緊急銃猟に係る条件の確認	9
(6)	緊急銃猟の職員への指示又は捕獲への委託	9
(7)	緊急銃猟のための土地の立入等	9
(8)	緊急銃猟の実施	9
(9)	原状回復、安全を確保する措置の解除	10
(10)	補償手続	10
◆	参考資料	11

1 はじめに

令和7年9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏にヒグマが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が新たに創設された。

本マニュアルは、緊急銃猟を行う必要が生じた場合の基本的な対応をまとめたものであり、平時から本マニュアルを共有し、理解しておくことによって、人の日常生活圏へヒグマの出没があった際に円滑な対応がなされることを目的に作成したものである。

なお、(仮称)ヒグマ出没対応方針は、緊急銃猟対応マニュアルとは別に定めるものとする。

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の確保

緊急銃猟を実施する際の役割分担を次のとおり定めるほか、必要な人員の確保、松前警察署や北海道（渡島総合振興局）などとの協力体制を確保しておくものとする。

また、緊急銃猟の権限は町長にあるが、産業課長もしくは現場の最高責任者に権限を委任するとともに、緊急銃猟を行う捕獲者については、予め鳥獣保護管理法の要件を満たしているか確認の上、特定しておくこととする。

① 緊急銃猟を実施する際の役割分担

役 割	対 応 者	内 容
捕獲者	① ハンターA (ハンター)	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。 (要件確認日：令和7年12月26日)
捕獲者をサポートする者	① ハンターB (ハンター) ② ハンターC (ハンター) ③ ハンターD (ハンター)	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の町職員への指示又は町以外の者への委託を行う者	産業課長又は現場の最高責任者	○緊急銃猟の実施のために必要な判断は、町長から権限の委任を受けた産業課長もしくは現場の最高責任者が判断する。 ○現場での指揮は、産業課長が行う。
通行制限を行う者	建設課ほか	○建設課長は通行制限の計画を調整するため、産業課長とともに出没現場へ臨場。 建設課長は現地本部で対応を検討したうえで、建設課職員ほかを出動させる。 ○道路等において、通行制限を行う。 ・出没エリアの主要道路を通行止めにするため、必要となるバリケードやカラーコーンの設置及び住民周知を行う。

		・カラーコーン又はバリケードの運搬は、トラックを使用する。 ・警備が必要な交差点は、公用車に3名体制（運転・連絡調整・監視）で配置し、住民の安全確保とヒグマの移動を確認する。 ・作業等が必要な場合は、安全対策の観点から、ヒグマ撃退スプレーを携行する。
住民への注意喚起	産業課及び 総務課（防災無線）	○付近の住民に対し、避難を呼びかける。 ・広報車による周知 ・防災無線による周知 ・戸別訪問による声掛け（可能な範囲）
緊急銃猟の様子を記録する者	産業課農林係	緊急銃猟の様子をカメラ等で撮影して記録する。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	町民課参事及び税務担当	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者（土地の立入りの場合）と調整を行う。
広報を行う者	企画課	町ホームページや SNS 等による呼びかけを行う。
原状回復を行う者	産業課農林係	○捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。 ・捕獲現場は洗浄するなどして原状を回復する。 ・捕獲個体は有害鳥獣減容化処理施設へ搬入する。

② 行政等の役割分担

役割	想定される主な実施内容	実施機関
本庁班 （役場）	【総務課】 ・警察署との連絡調整 ・現地本部との連絡調整（産業課長との調整） ・出動職員など庁内外の関係者との調整 ・防災無線での住民周知 【企画課】 ・広報、報道対応 【町民課税務担当】 ・土地地権者の調査及び承諾（捕獲場所等）	総務課・企画課・町民課 税務

現地本部 (交通規制・避難誘導含む)	【産業課長】 ・現場対応の指揮 ・計画の決定・実行 ・緊急銃猟実施時の要件確認(最終確認) ・本庁との連絡 ・現場警察官との調整 ・捕獲者への発砲依頼 【農林係長】 ・緊急銃猟の記録 ・現状復帰 ・損失確認	産業課長・農林係・捕獲者・警察官・渡島総合振興局
	【建設課・産業課・総務課】 ・計画範囲の交通規制及び住民の避難誘導 ・ヒグマ逸走時の対応	建設課・産業課・総務課 (本部待機以外) 警察署
教育関係	保育所、幼稚園、小中高校への周知	教育委員会
福祉施設及び事業所	医療・福祉施設付近及び介護事業所への周知	福祉課
ゴミ対策	生ゴミ等の誘因物対策	町民課

③ 緊急銃猟(麻酔銃猟を除く)を実施する者の要件

必 須	・第一種銃猟免許を受けた者 ※ 装薬銃を使用する場合 ・第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 ※ 空気銃を使用する場合
	・一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※ 装薬銃・空気銃を使用する場合
	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、ヒグマ又はエゾシカの捕獲を行った経験を有する者
夜間(日出前及び日没後)に実施する場合の追加要件 (屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以上を超えないもの(特定ライフル銃)を除く。))にあつては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること
市町村の判断により任意で記載する事項	有害鳥獣駆除・狩猟に関わらず、ヒグマの捕獲実績があること。

④ 緊急銃猟に係る関係者・連絡先一覧

区 分	役 職 等	氏 名	連 絡 先
福島町	福島町長	鳴海 清春	■■■■■
	福島町副町長	小鹿 一彦	■■■■■
	産業課長	福原 貴之	■■■■■
	農林係長	佐藤 知幸	■■■■■
	総務課長	小鹿 浩二	■■■■■
	総務課長補佐	阿部 孝憲	■■■■■
	農林係主任	杉原 健伸	■■■■■
	建設課長	紙谷 一	■■■■■
捕獲者	有害鳥獣駆除員	ハンターA	■■■■■
捕獲者補助	有害鳥獣駆除員	ハンターB	■■■■■
	有害鳥獣駆除員	ハンターC	■■■■■
	有害鳥獣駆除員	ハンターD	■■■■■
松前警察署	署長	●● ●●	■■■■■
渡島総合振興局	環境生活課長	大宮 久俊	■■■■■
	自然環境係長	荒井 一実	■■■■■
福島消防署	署長	住吉 竜大	■■■■■

⑤ 緊急銃猟に係る連絡網

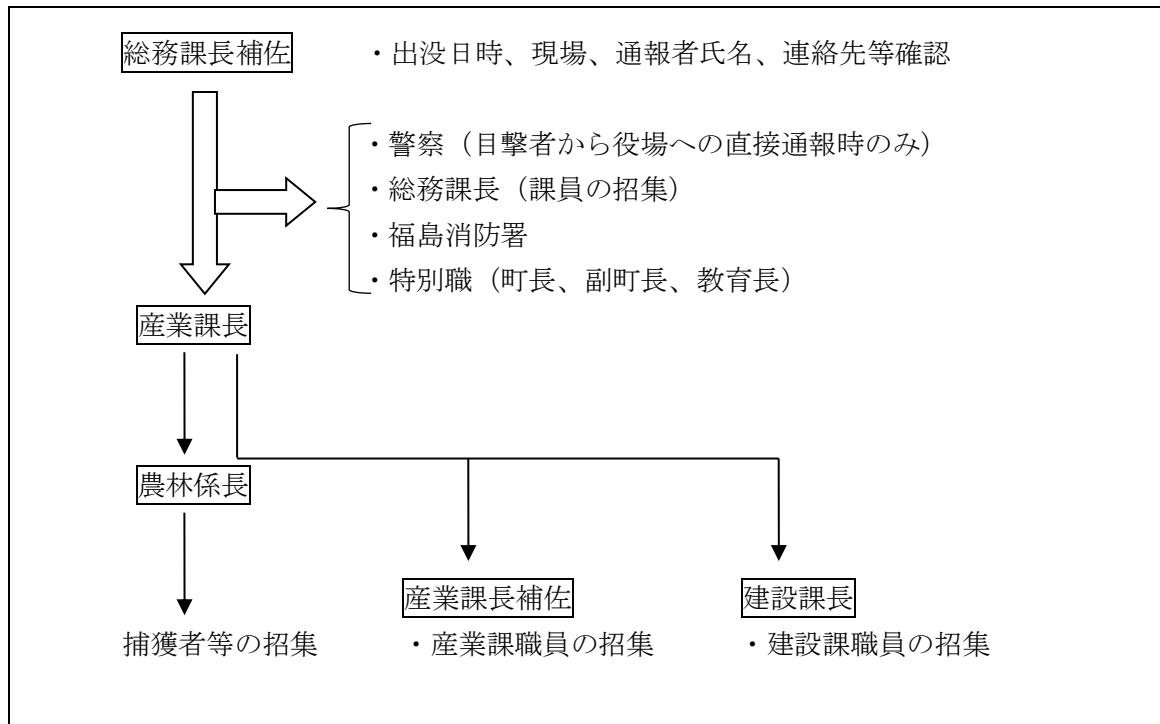
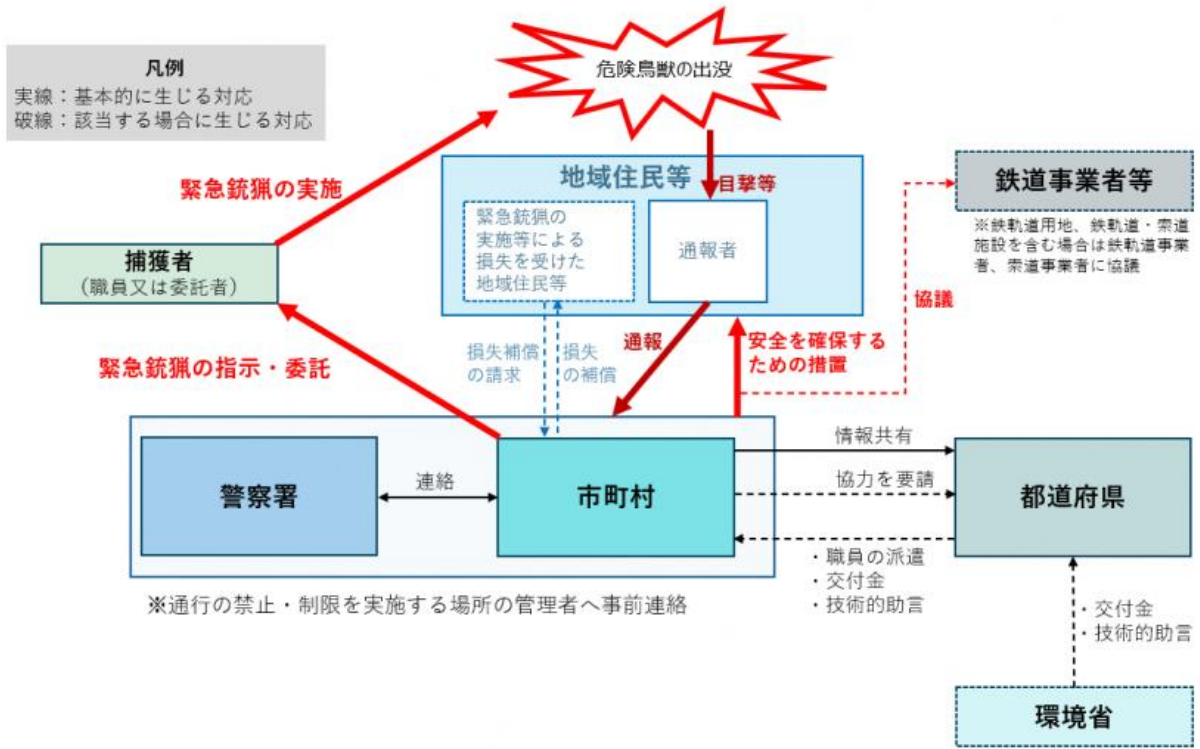


図1 緊急銃猟対応フロー



※緊急銃猟ガイドライン抜粋

（２）訓練の実施

緊急銃猟を行う体制について、捕獲者等との間で共通の認識を持ち、ヒグマの生態、習性、性質や関係法令、出没対応の方針等の必要な知識が得られるよう、訓練を行う必要がある。

このため、年1回以上、警察署、捕獲者、渡島総合振興局など関係機関と連携し、緊急銃猟に関する机上及び実地訓練を実施するものとする。

また、北海道猟友会松前支部との連携により、松前町との合同訓練を行うことによって、双方の知識・現場判断の向上を図るものとする。

（３）備品の確保

緊急銃猟の実施に備え、次の装備を配備しておくものとする。

① 備品一覧

備品の種類	数量	説明
ヘルメット	5	ヒグマの攻撃から頭部を防御【現地本部】
盾	5	ヒグマの攻撃を回避【現地本部】
クマ撃退スプレー	8	ヒグマが向かってきた際に噴射【現地本部、交通規制・避難誘導】
無線機（デジタル簡易無線）	8	現地での連絡調整に使用【現地本部、交通規制・避難誘導】
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	3	自治体名の記載があるビブス（オレンジ色）
緊急銃猟のための土地の立入	3	自治体名の記載があるビブス（緑色）

り等の証票		
緊急銃猟対応マニュアル	適宜	
緊急銃猟ガイドライン	適宜	
車両	1	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため、交通安全車を使用する。
トラック	1	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出するため、軽トラック（農林係所管）を使用する。
照明器具等	3	夜間に緊急銃猟を実施する場合に懐中電灯を用意する。また、広範囲の場合などは消防車両の出動を依頼する。
原状回復に必要な道具類	適宜	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
カメラ等	1	緊急銃猟の様子を撮影して記録【現地本部】

（４）保険の加入

緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合に備え、次の保険に加入することとし、必要に応じて手続きを行う。また、適宜、更新手続きを行うものとする。

① 加入保険の概要

商品名	緊急銃猟時保障費用保険
補償内容（対象）	跳弾による建物・自動車の破損 建物破損に伴う店舗休業時の逸失利益 緊急銃猟時の道路破損
連絡先	福島町役場産業課農林係 TEL0139-47-3002

３ ヒグマ出没時の対応

（１）通報時の対応

ヒグマの出没に関する通報が役場に寄せられた際は、目撃者から次の情報等を聞き取るよう努めるものとする。

なお、勤務時間外及び休日等の対応については、警備員が同様の対応を行うものとする。

① 聞き取り項目一覧

項 目	詳 細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	ヒグマを目撃した日時 ※ 同一個体と見られるヒグマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてヒグマの進行方向の推測や、最終目撃地点から警戒範囲を推測を行う。
出没場所の情報	地番（位置座標）、環境、誘引物

ヒグマが向かった方向の情報	ヒグマが逸走等した場合には、ヒグマが向かった方向（山野なのか人の日常生活圏なのか）を確認する。
目撃したヒグマの情報	頭数（親子）、大きさ、行動、人に対してヒグマはどのような行動をとったか（逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど） ※ ヒグマと判断した特徴も確認する。
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応

②対策等

対策内容（出沒以降実施）	防災無線・町ホームページによる注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲、箱わな設置
対策内容（出沒前から実施）	ゴミ等の誘引物除去、刈払い、その他

（２）緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集結果などを踏まえ、ヒグマの捕獲手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定された場合、現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者（町職員、捕獲者従事者）が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を協議するなど、緊急銃猟の実施に関する計画を検討する。

○緊急銃猟の４つの条件

観 点	条 件
１ 場所	ヒグマが人の日常生活圏に侵入していること、侵入するおそれ大きいこと。
２ 緊急性	ヒグマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること。
３ 方法	銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であること
４ 安全性確保	避難等によって人に弾丸が到達するおそれ、その他生命又は身体に危険を及ぼすおそれがないこと。

※ 人の日常生活圏とは、人が普段活動する過程で行動する範囲（住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、自動車、船舶、倉庫、その他事務所等）を指す。

ただし、緊急銃猟を選択するにあたっては、住宅集合地域に該当しない場合の許可捕獲や警察官職務執行法の対応が完全に否定されるものではないため、これらも踏まえて決定する。

（３）北海道に対する応援の要請

緊急銃猟を職員のみでは十分に行うことができない場合には、北海道（渡島総合振興局）への応援要請を検討する。

応援要請するにあたっては、「緊急銃猟に係る市町村から北海道への応援要請取扱要領（巻末参考資料参照）」に基づき対応する。

(4) 安全を確保するための措置の実施

ア 通行禁止・制限範囲の決定

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及びうる範囲に住民等が立ち入らないよう、通行禁止・制限範囲を決定する。

通行禁止・制限範囲は、捕獲者の銃器等の情報や知見、対応に係る警察との連携を踏まえ、町長等が決定する。

なお、ヒグマがいる地点周辺の住居やバックストップの状況により個別判断となる。

【参考】安全確保措置の状況ごとの留意点

条件	考慮すべき点
屋外	・バックストップの確保 ・跳弾が到達する可能性、ヒグマが興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲の設定。 ・住宅が近くにある場合は、屋内退避し窓から離れてもらう等の呼びかけを行う。 ・射線方向にやむを得ず家屋があることが避けられない場合については、弾丸の到達の可能性を考慮し、住居等の安全な場所への避難を検討する。なお、屋外避難する際には安全性を確保するため、車等を利用し、また常にヒグマの動向に関する情報に留意する。 ・夜間の場合は、ヒグマが逸走する可能性を特に考慮し、住民の退避措置や注意喚起を厳重に行う。また、照明器具を用いて、捕獲者の視界を確保する。 ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。 ・可能な限りヒグマに刺激を与えないよう行動に留意することで不用な移動範囲の拡大を予防する。
屋内	・バックストップとなり得る壁の材質の確認 ・住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 (弾丸が対象ヒグマを貫通することが想定される場合は、それぞれの威力(貫通力)を考慮して、建物の背後の確認を行う。) ・屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する。 ・暗い室内の場合は、懐中電灯を携帯する。 ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。

イ 管理者との調整・住民周知

通行禁止・制限の前に、当該場所の管理者等との調整の上、住民への周知を行う。

また、松前警察署への通報等を行うとともに、防災無線及びホームページ又は SNS 等により通行制限を行う場所・期間・制限の内容等を周知する。

< (参考) > ホームページ又は SNS 等における周知文例

「令和●年●月●日(●)○時頃より、○○地区の○○交差点の周囲において、出没したヒグマの捕獲等のため、通行制限を行います。ヒグマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願いいたします。」

ウ 通行禁止・制限、住民避難等の実施

緊急銃猟の実施に伴う住民の生命又は身体に対する危害を防止するため、危険性が伴う範囲に住民が立ち入らないようにする。

また、住民の避難が必要な場合は、安全を確保したうえで速やかに避難を進め、自力での避難が困難な場合には、公用車等により避難を進めるものとする。

(5) 緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟の条件（特に安全の確保に係る条件）を満たしているかを、チェックリスト（巻末資料参照）を用いて確認する。

(6) 緊急銃猟の職員への指示又は捕獲者への委託

緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかは、緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無をチェックシート（巻末資料参照）で確認を行い、捕獲者へ証票を付与する前に、チェックシートに、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

また、緊急銃猟の職員への指示又は捕獲者への委託を行う際には、証票を付与するとともに、緊急銃猟の実施場所、危険性の高い物件に関する情報、緊急銃猟を中止する合図の方法などの留意点を伝達するものとし、緊急銃猟を中止する場合は、携帯無線機等で速やかに伝達するものとする。

町長又は産業課長が捕獲者に証票を渡し、着用させることで委託したこととなり、緊急銃猟が可能となるため、ヒグマが移動するなどして安全確保の面から緊急銃猟の条件を満たせずやり直す場合には、証票を一度回収し再度緊急銃猟を実施できる条件が整った際に改めて付与する。

(7) 緊急銃猟のための土地の立入等

緊急銃猟の実施にあたって、土地の立入り等を行う際は身分を示す証票を携帯し、求められた場合は提示する。また、必要な範囲において障害物の除去を行う。

(8) 緊急銃猟の実施

(4)～(7)までの手順により、準備ができ次第、捕獲者が銃猟を行う。

捕獲者は、指示又は委託の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断する。

町は、安全確認措置の確認を常に確認し、必要に応じた中止の判断を行う。また、捕獲者の了解が得られている場合は、銃猟の様子を記録する。

町の責任範囲において、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項、その他の緊急銃猟の実施に関する事項を捕獲者に明らかにし、町長の意思と捕獲者の認識との間に齟齬がないよう、できる限り事前に意思疎通を図る。

銃猟を行う捕獲者の裁量範囲として、使用する銃種、射撃する角度、射撃するタイミングなどの判断を町単独で行うのは現実的ではなく、捕獲者等が有する銃猟に係る技術的な情報や助言等を踏まえ、町長が必要な判断を行う。

(9) 原状回復、安全を確保する措置の解除

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。

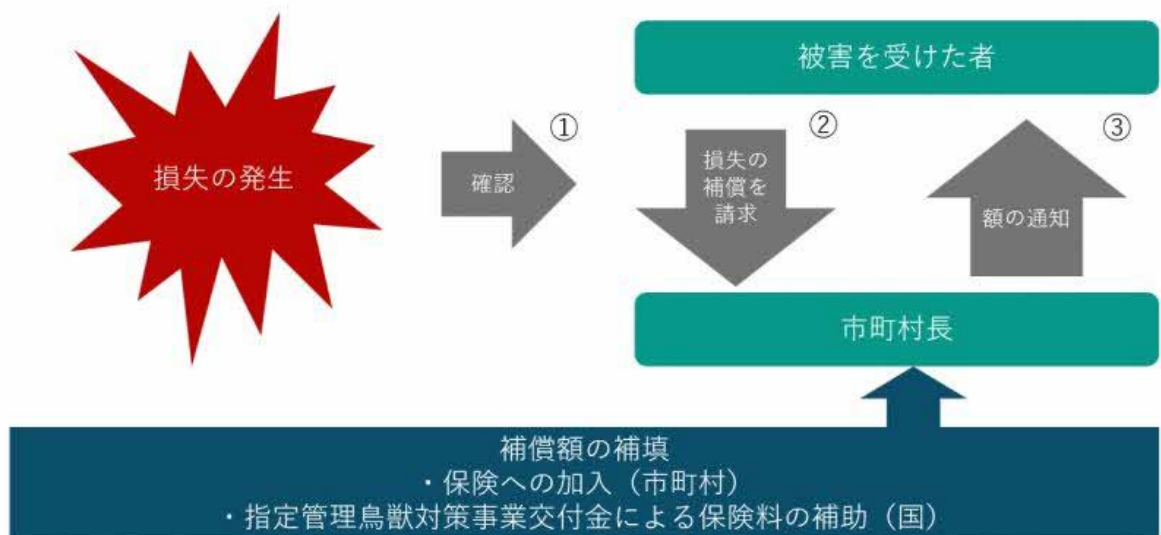
捕獲個体の生死等の確認には、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために、可能な限り写真を撮影するものとする。

確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順にならう。

なお、捕獲したヒグマの処分を行う際は、福島町有害鳥獣減容化処理施設において適切に処理を行う。

(10) 補償手続

緊急銃猟の実施により、弾丸が逸れる、跳弾、弾丸の貫通等によって家畜、建物、乗物、器物等の財産を損壊した場合には、損失補償手続を行う。



※緊急銃猟ガイドライン抜粋

参 考 資 料

【チェックリスト(緊急銃猟の流れ)】

捕獲者・警察等への連絡			☒
危険鳥獣の監視	☐	現地への参集・ 対応方針の検討	☐
		都道府県知事への 応援要請(必要に応じ)	☐
銃猟の準備	☐	銃猟の計画について 関係者で調整	☐
		都道府県知事への 応援要請	☐
安全を確保するための措置 (通行禁止・制限の措置、地域住民等の避難)			☐
緊急銃猟の記録	☐	緊急銃猟に係る条件の確認 (チェックリスト①使用)	☐
緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、 留意点の伝達 (指示・委託する捕獲者のチェックリスト②確認)			☐
緊急銃猟のための土地の立入等			☐
銃 猟			☐
捕獲個体の確認			☐
原状回復			☐
安全を確保するための措置の解除			☐
建築物等の損失の確認			☐
損失補償の手続き(事後)			☐
捕獲後の実績の記録			☐

【チェックリスト①】

(緊急銃猟の条件)

条 文 等	条 件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか ➤ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第 34 条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか ➤ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか(法第 34 条の4)	
	地域住民の避難は行われたか(法第 34 条の4)	
	広報(HP や SNS、防災無線等)は行われたか(政令)	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報を行ったか(政令)	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか(政令) 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ➤ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
その他	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ➤ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣、貴重品等)に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
	(土地の立入りを伴う場合)土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか(法第 34 条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか(法第 34 条の2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか(任意) ➤ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

(緊急銃猟実施時) ※事前に要件を確認し名前を記入しておくこと。

確 認 事 項		
	要 件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ➤ 装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ➤ 空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去1年以内に銃器による射撃を2回以上した者であること (麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 (麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している ➤ なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から2.5センチメートル □ 標的の中心から5.0センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある ➤ 必須の要件「過去3年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの。	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ➤ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある	

月 日
 名 前 _____

【緊急銃猟に係る市町村から北海道への応援要請取扱要領】

第1 趣旨

本要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条の5の規定に基づく市町村長から北海道知事への応援の要請（以下、要請という。）に関する手続きなどについて必要な事項を定める。

第2 基本的な考え方

要請により応援業務に従事する職員は市町村長の指揮のもとで行動するものとする。

応援業務の内容は、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言など、緊急銃猟に係る補助的な業務とする。

なお、応援業務の大まかな内容は、各市町村のマニュアル等の作成と合わせて事前に調整を行うよう努めること。

（応援業務の例）

- ・住民避難誘導及びその際の車両の運転
- ・夜間（日出前及び日没後）における危険鳥獣の照明器具による照射
- ・指揮命令を発する際の技術的助言 など

第3 要請等の手続き

1 市町村長による要請手続きは、次のとおりとする。

なお、本項の通知、報告等については形式を問わないが、必ず双方に記録が残る方法とすること。

- (1) 要請を行おうとする市町村長は、（総合）振興局長に対し、緊急銃猟に係る要請であることを明示した上で、次に定める事項を通知するものとする（参考様式第1号）。

ア 要請の期間

イ 要請の人数

ウ 業務内容

エ 業務実施場所

オ 要請に係る連絡先

カ その他、派遣に当たって必要となる情報

- (2) 要請を受けた（総合）振興局長は、速やかに職員の派遣など必要な調整を行い、応援要請の応諾を決定し、その旨を市町村長へ通知する（参考様式第2号）とともに、要請内容を環境生活部長に報告すること（参考様式第3号）。

また、（総合）振興局長は、派遣する職員の名簿を作成し、管理すること（参考様式第4号）。

- (3) 要請期間の終了後、市町村長は、派遣職員等への損害等の有無を確認し、結果を（総合）振興局長あて報告すること（参考様式第5号）。

- (4) （総合）振興局長は、損害等があったことが確認された場合、環境生活部長と対応を協議すること。

2 北海道知事による費用の請求は次のとおりとする。

要請に係る業務の終了後、要請を受けた（総合）振興局長は、応援業務に要した費用を市町村長へ請求するものとする。

なお、請求に当たっては、費用の内訳・額について、予め環境生活部長と協議すること。
（費用の例）

- ・職員等の応援に要した交通費
- ・食料費
- ・応援のために提供した資機材等物品の費用及びその輸送費 など

第4 留意事項

次の事項に留意すること。

- 1 本取扱要領は、市町村長から北海道知事に対して任意の応援を求めることを妨げるものではない。
- 2 要請により派遣された職員は、責任の所在を明確にするため、派遣期間中は応援業務に専念すること。

附則 この要領は、令和7年（2025年）9月1日から施行する。

関係サイト

■ 環境省 緊急銃猟制度のページ



■ 北海道庁 ヒグマ対策室のページ

